



## 対象品目については、重量・大きさの制限はありません。

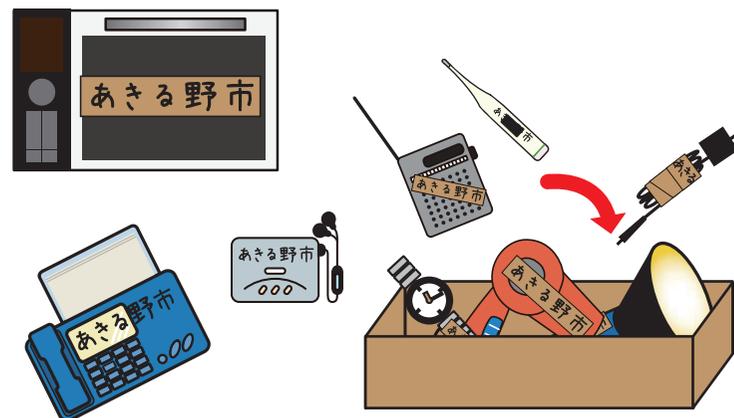
### 資源物となる小型電子機器対象品目

1	パソコンモニター（パソコン本体、ブラウン管を除く）
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	フィルムカメラ、監視カメラ
5	DVD・ビデオ・HDD・BDのレコーダーまたはプレイヤー、テレビ用チューナー、ケーブルテレビ等のセットトップボックス
6	CDプレイヤー、ラジカセ等の音響機器（コンポ ※本体のみ。スピーカー機器は不燃又は粗大ごみで出してください）、ヘッドフォンおよびイヤフォン、ICレコーダー、補聴器、テープレコーダー
7	電子書籍端末
8	電子辞書、電卓
9	電子血圧計、電子体温計
10	電子レンジ
11	ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気バリカン
12	懐中電灯
13	時計（ゼンマイ式を除く）
14	据置型ゲーム機、ディスプレイ付おもちゃ
15	カーナビ、カーステレオ、車載型オーディオ、ETC車載ユニット、ドライブレコーダー、VICSユニット等
16	リモコン、ACアダプタ、電源コード類、接続ケーブル類、プラグ、ジャック、充電器（電池を除く）、ゲーム機のコントローラー（充電池搭載のものを除く）
17	掃除機（キャニスタータイプ）※吸引機能があるもの

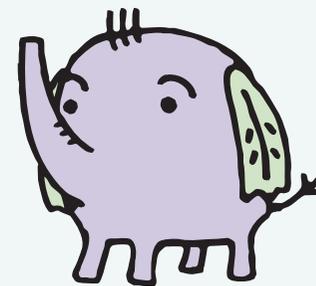
### 【使用済小型電子機器の出し方】

品物に「あきる野市」と直接書き込むかテープ等を書いて貼って出してください。小さいものは箱などに入れて出してください。（見落とし防止）

※あきる野市と表示のないものは回収しません。



充電して使用する  
製品は**有害ごみ**で  
出してください



電子機器も資源物になります。

使用済小型電子機器

資源物

月2回収集